

札幌市都市と農業の共存に資する農業交流関連施設
認 定 要 綱

札幌市 経済観光局 農政部

○ 札幌市都市と農業の共存に資する農業交流関連施設認定要綱

(平成18年 3月 3日制 定)

(平成28年12月 1日一部改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、「さっぽろ都市農業ビジョン」(平成18年3月策定)及び「第2次札幌市都市計画マスタープラン」(平成28年3月策定)に基づき、市民と農業の多面的な結びつきを積極的に支援するため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第3項に規定する本市市街化調整区域において、都市と農業の交流を図る上で設置が必要であると認められる施設の取扱いを定め、農業者の主体的な取組を尊重しつつ、都市環境と調和した豊かで潤いのある農地の保全に寄与することを目的とするものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業交流関連施設 第4条の規定により認定された施設をいう。
- (2) 事業者 農業交流関連施設を設置し、当該施設を使用して、都市と農業の交流を図るための事業を行う者をいう。

(事業計画の申請)

第3条 事業者は、農業交流関連施設の認定を受けようとする場合は、都市と農業の交流事業に係る計画(以下「事業計画」という。)を添付した認定申請書を提出することによって市長に申請するものとする。

(事業計画の認定)

第4条 市長は、事業者から農業交流関連施設の認定に係る申請があった場合は、その事業計画が次条に規定する認定基準に適合するか否かを判断し、適合すると判断した場合には農業交流関連施設として認定するものとする。

(農業交流関連施設に関する認定基準)

第5条 農業交流関連施設の認定基準は、次のとおりとする。

- (1) 第3条の申請に係る施設(以下「申請施設」という。)が、次に掲げる土地利用の方針に合致する土地に設置されていること。
 - ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第3項に規定する本市市街化調整区域内にあること。
 - イ 事業者となる農業者等が自ら耕作する農地と一体であること。ただし、耕作する農地が進入路のみで公道と接している場合は、公道に面して近接する土地に設置することができるものとする。

ウ 本市の土地利用計画上、支障のないものであること。

エ 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）、農業振興地域の整備に関する法律及び都市計画法等の許認可等を得られること。

オ 農用地の集団化、農作業の効率化等農業上の総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

(2) 申請施設は次に掲げる用途であること。

ア 農畜産物の販売に係る施設で次に掲げるもの

(ア) 農畜産物直売所

主として、事業者自らが生産する農畜産物又は当該農畜産物及び本市域内において生産される農畜産物（以下「事業者自らが生産する農畜産物等」という。）の販売の用に供する建築物

(イ) 加工販売所

主として、事業者自らが生産する農畜産物等を原料若しくは材料として製造若しくは加工したものの販売及び当該製造品若しくは当該加工品の飲食の提供の用に供する建築物

※1 加工販売所における「製造若しくは加工」は、事業者が野菜や果実等を材料に惣菜、菓子を作ることや、牛乳からソフトクリームを作るなどの程度とする。

※2 加工販売所にあつては、事業者自らが生産する農畜産物等を量的又は金額的に 5 割以上使用して製造（加工）したものの販売及び飲食の提供の用に供するものに限る。なお、農畜産物を製造（加工）するため、必要不可欠な農畜産物以外の原材料を使用することは差し支えない。

※3 加工販売所で製造、若しくは加工したものを当該販売所以外で販売することは差し支えない。

※4 加工販売所で製造、若しくは加工したものの包装は、市内生産物の使用がわかる表示とすること。

(ウ) (ア)及び(イ)の建築物の利用上必要なトイレ、駐車場等

イ 農畜産体験施設

(ア) 事業者自らが生産する農畜産物等を使用する農畜産作業及び加工体験等の用に供する建築物

なお、体験の内容は事業者の営農の一環として認められること。

(イ) (ア)の建築物の利用上必要なトイレ、駐車場等

ウ 市民農園の付帯施設

レクリエーションや自家用野菜の生産等、営利以外の目的で小面積の農地で行われる農作業の用に供する市民向け貸し農園の利用に必要なトイレ、物置、休憩所、駐車場等

- (3) 申請施設の規模は、事業を行う上で必要とされる最小限のものとし、前号にかかる建築物の合計延床面積は300㎡以下とし、建築物の高さは2階建て以下かつ10m以下とする。
- (4) 申請施設を設置する事業者が、次の各号に掲げるいずれかの者であること。
- ア 本市市街化調整区域内で、耕作又は養畜の事業を自ら行う農業者
 - イ 本市市街化調整区域内で、耕作又は養畜の事業を自ら行う農地所有適格法人又は市内で農地を賃貸借している法人
 - ウ 本市市街化調整区域内で、耕作又は養畜の事業を自ら行う農業者で組織する任意団体
- (5) 前号ウに規定する事業者の構成員は、別の申請施設を設置することはできない。
- (6) 申請施設は、営農の一環として認める観点から、運営及び管理のための雇用は認めないものとする。ただし、繁忙期や事業者の不在時等、合理的な理由による一時的な雇用はその限りではない。
- (7) 申請施設は、施設の規模・内容に応じて適切な規模の駐車場を確保していること。
- (8) 申請施設は、周囲の環境保全（騒音、排水等）に十分配慮されていること。
- (9) 申請施設及びその敷地に設置される広告看板の様子は、周囲の自然環境や景観との調和に十分配慮されていること。

(開設状況報告)

第6条 要綱第4条により認定を受けた事業者は、開設状況について市長へ報告しなければならない。

(認定事務に関する必要事項)

第7条 認定事務の取扱いに関する必要事項は、認定事務取扱要領に定めるものとする。

(認定の取消)

第8条 市長に申請した事業計画に従わず事業を行った場合、偽りその他不正な手段により認定を受けたことが明らかとなった場合、市長と協議を行わずに事業内容の変更を行った場合等で、事業者が是正を行う意思がない場合には市長は認定を取り消し、事業者は当該施設を除却するものとする。

(認定基準の変更)

第9条 認定基準を変更する必要がある場合は、関係各課と十分協議の上、変更するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。